

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宍粟市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県宍粟市長

公表日

令和5年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>・介護保険制度は、加齢に伴う心身の変化に起因する特定疾病等により要介護状態等となった者が、その個人が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事、医療等の介護サービス等を提供し、そのサービスに係る給付を行う制度である。</p> <p>・介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務において取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険法による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 2 介護保険法による被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務 3 介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付若しくは同条第3号の市町村特別給付又は同法第115条の45の3第2項の第1号事業支給費の支給に関する事務 4 介護保険法第27条第1項の要介護認定、同法第28条第2項の要介護更新認定若しくは同法第29条第1項の要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 5 介護保険法第32条第1項の要支援認定、同法第33条第2項の要支援更新認定若しくは同法第33条の2第1項の要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 6 介護保険法第37条第2項の介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7 介護保険法第50条の居宅介護サービス費等の額の特例若しくは同法第60条の介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8 介護保険法第66条の保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 9 介護保険法第67条又は第68条の保険給付の支払の一時差止に関する事務 10 介護保険法第69条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 11 介護保険法第115条の45の地域支援事業に関する事務 12 介護保険法第115条の45第5項又は第115条の47第8項の利用料に関する事務 13 介護保険法第129条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務 14 介護保険法第203条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 <p>・番号法別表第二に基づき、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録し、また、各情報保有機関が保有する特定個人情報について、情報照会を行う。</p> <p>・窓口や郵送での書類の受入以外に「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「介護保険システム」に取込み申請情報管理を行う。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険システム ・介護認定審査会支援システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー ・サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険事務情報ファイル、宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項及び別表第一の68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二の2、3、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令のうち、第2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2の2、32、33、43、43の2、44、44の4、47、49、55、55の2及び59条の3 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、93及び94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令のうち、第46及び47条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 高年福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒671-2573 宍粟市山崎町今宿5番地15 宍粟市健康福祉部高年福祉課 電話 0790-63-3160 / FAX 0790-63-3175
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒671-2573 宍粟市山崎町今宿5番地15 宍粟市健康福祉部高年福祉課 電話 0790-63-3160 / FAX 0790-63-3175

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>・介護保険制度は、加齢に伴う心身の変化に起因する特定疾病等により要介護状態等となった者が、その個人が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事、医療等の介護サービス等を提供し、そのサービスに係る給付を行う制度である。</p> <p>・介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務において取り扱う。</p> <p>1 介護保険法による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>2 介護保険法による被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務</p> <p>3 介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付若しくは同条第3号の市町村特別給付又は同法第115条の45の3第2項の第1号事業支給費の支給に関する事務</p> <p>4 介護保険法第27条第1項の要介護認定、同法第28条第2項の要介護更新認定若しくは同法第29条第1項の要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>5 介護保険法第32条第1項の要支援認定、同法第33条第2項の要支援更新認定若しくは同法第33条の2第1項の要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>	<p>・介護保険制度は、加齢に伴う心身の変化に起因する特定疾病等により要介護状態等となった者が、その個人が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事、医療等の介護サービス等を提供し、そのサービスに係る給付を行う制度である。</p> <p>・介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)並びに兵庫県個人番号の利用等に関する条例の規定に従い、特定個人情報を以下の事務において取り扱う。</p> <p>1 介護保険法による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>2 介護保険法による被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務</p> <p>3 介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付若しくは同条第3号の市町村特別給付又は同法第115条の45の3第2項の第1号事業支給費の支給に関する事務</p> <p>4 介護保険法第27条第1項の要介護認定、同法第28条第2項の要介護更新認定若しくは同法第29条第1項の要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>5 介護保険法第32条第1項の要支援認定、同法第33条第2項の要支援更新認定若しくは同法第33条の2第1項の要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>	事後	PIAの見直しのため
平成29年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>6 介護保険法第37条第2項の介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>7 介護保険法第50条の居宅介護サービス費等の額の特例若しくは同法第60条の介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>8 介護保険法第66条の保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務</p> <p>9 介護保険法第67条又は第68条の保険給付の支払の一時差止に関する事務</p> <p>10 介護保険法第69条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務</p> <p>11 介護保険法第115条の45の地域支援事業に関する事務</p> <p>12 介護保険法第115条の45第5項又は第115条の47第8項の利用料に関する事務</p> <p>13 介護保険法第129条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務</p>	<p>6 介護保険法第37条第2項の介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>7 介護保険法第50条の居宅介護サービス費等の額の特例若しくは同法第60条の介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>8 介護保険法第66条の保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務</p> <p>9 介護保険法第67条又は第68条の保険給付の支払の一時差止に関する事務</p> <p>10 介護保険法第69条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務</p> <p>11 介護保険法第115条の45の地域支援事業に関する事務</p> <p>12 介護保険法第115条の45第5項又は第115条の47第8項の利用料に関する事務</p> <p>13 介護保険法第129条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務</p> <p>14 兵庫県高齢者等住宅改修費助成事業実施要綱第8条第2項に規定する支給の申請に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>15 兵庫県社会福祉法人等による利用者負担軽減事業実施要綱第8条第1項に規定する軽減措置の申請に係る事実についての審査に関する事務(同要綱第20条において準用する場合も含む。)</p>	事後	PIAの見直しのため
平成29年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>・番号法別表第二に基づき、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録し、また、各情報保有機関が保有する特定個人情報について、情報照会を行う。</p>	<p>・番号法別表第二に基づき、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録し、また、各情報保有機関が保有する特定個人情報について、情報照会を行う。</p>	事後	PIAの見直しのため
平成29年4月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	介護保険事務情報ファイル	介護保険事務情報ファイル、宛名ファイル	事後	PIAの見直しのため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(総務省令第5号)第50条	・番号法第9条第1項及び別表第一の68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(総務省令第5号)第50条 ・宍粟市個人番号の利用等に関する条例	事後	PIAの見直しのため
平成29年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、119及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令のうち、第2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、25、25の2、30、32、33、43、43の2、44、47、49、55、55の2及び59条の3 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、93及び94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令のうち、第46及び47条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、106、108、109、117及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令のうち、第2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2、32、33、43、43の2、44、47、49、55、55の2及び59条の3 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、93及び94の項 ・宍粟市個人番号の利用等に関する条例別表第2の7、8及び9の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令のうち、第46及び47条	事後	PIAの見直しのため
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部介護支援課	健康福祉部介護福祉課	事後	PIAの見直しのため
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	介護支援課長 谷林 真寿美	介護福祉課長 谷林 真寿美	事後	PIAの見直しのため
平成29年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒671-2573 宍粟市山崎町今宿5番地15 宍粟市健康福祉部介護支援課(介護保険係) TEL:0790-63-3101(直通)	〒671-2573 宍粟市山崎町今宿5番地15 宍粟市健康福祉部介護福祉課(介護保険係) TEL:0790-63-3160(直通)	事後	PIAの見直しのため
平成29年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒671-2573 宍粟市山崎町今宿5番地15 宍粟市健康福祉部介護支援課(介護保険係) TEL:0790-63-3101(直通)	〒671-2573 宍粟市山崎町今宿5番地15 宍粟市健康福祉部介護福祉課(介護保険係) TEL:0790-63-3160(直通)	事後	PIAの見直しのため
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年12月1日時点	平成30年1月1日時点	事後	PIAの見直しのため
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年12月1日時点	平成30年1月1日時点	事後	PIAの見直しのため
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	介護福祉課長 谷林 真寿美	介護福祉課長 小椋 憲樹	事後	PIAの見直しのため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>・介護保険制度は、加齢に伴う心身の変化に起因する特定疾病等により要介護状態等となった者が、その個人が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事、医療等の介護サービス等を提供し、そのサービスに係る給付を行う制度である。</p> <p>・介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)並びに災害市個人番号の利用等に関する条例の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務において取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険法による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 2 介護保険法による被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務 3 介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付若しくは同条第3号の市町村特別給付又は同法第115条の45の3第2項の第1号事業支給費の支給に関する事務 4 介護保険法第27条第1項の要介護認定、同法第28条第2項の要介護更新認定若しくは同法第29条第1項の要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 5 介護保険法第32条第1項の要支援認定、同法第33条第2項の要支援更新認定若しくは同法第33条の2第1項の要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 	<p>・介護保険制度は、加齢に伴う心身の変化に起因する特定疾病等により要介護状態等となった者が、その個人が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事、医療等の介護サービス等を提供し、そのサービスに係る給付を行う制度である。</p> <p>・介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務において取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険法による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 2 介護保険法による被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務 3 介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付若しくは同条第3号の市町村特別給付又は同法第115条の45の3第2項の第1号事業支給費の支給に関する事務 4 介護保険法第27条第1項の要介護認定、同法第28条第2項の要介護更新認定若しくは同法第29条第1項の要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 5 介護保険法第32条第1項の要支援認定、同法第33条第2項の要支援更新認定若しくは同法第33条の2第1項の要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 	事後	PIAの見直しのため
令和1年6月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<ol style="list-style-type: none"> 6 介護保険法第37条第2項の介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7 介護保険法第50条の居宅介護サービス費等の額の特例若しくは同法第60条の介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8 介護保険法第66条の保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 9 介護保険法第67条又は第68条の保険給付の支払の一時差止に関する事務 10 介護保険法第69条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 11 介護保険法第115条の45の地域支援事業に関する事務 12 介護保険法第115条の45第5項又は第115条の47第8項の利用料に関する事務 13 介護保険法第129条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務 14 災害市高齢者等住宅改修費助成事業実施要綱第8条第2項に規定する支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 15 災害市社会福祉法人等による利用者負担軽減事業実施要綱第8条第1項に規定する軽減措置の申請に係る事実についての審査に関する事務(同要綱第20条において準用する場合も含む。) 	<ol style="list-style-type: none"> 6 介護保険法第37条第2項の介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7 介護保険法第50条の居宅介護サービス費等の額の特例若しくは同法第60条の介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8 介護保険法第66条の保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 9 介護保険法第67条又は第68条の保険給付の支払の一時差止に関する事務 10 介護保険法第69条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 11 介護保険法第115条の45の地域支援事業に関する事務 12 介護保険法第115条の45第5項又は第115条の47第8項の利用料に関する事務 13 介護保険法第129条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務 	事後	PIAの見直しのため
		<ol style="list-style-type: none"> 16 災害市訪問介護等利用者負担軽減事業実施要綱第4条に規定する軽減措置の申請に係る事実についての審査に関する事務 <p>・番号法別表第二に基づき、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録し、また、各情報保有機関が保有する特定個人情報について、情報照会を行う。</p>	<p>・番号法別表第二に基づき、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録し、また、各情報保有機関が保有する特定個人情報について、情報照会を行う。</p>		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(総務省令第5 号)第50条 ・茨城県個人番号の利用等に関する条例	・番号法第9条第1項及び別表第一の68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令 第50条	事後	PIAの見直しのため
令和1年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、 17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、 61、62、80、81、87、90、94、95、97、106、108、 109、117及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令のう ち、第2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、22の 2、24の2、25、25の2、30、31の2、32、33、43、 43の2、44、47、49、55、55の2及び59条の3 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二第一欄(情報照会者)が「市 町村長」の項のうち、93及び94の項 ・茨城県個人番号の利用等に関する条例別表 第2の7、8及び9の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令のう ち、第46及び47条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、 17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、 61、62、80、81、87、90、94、95、97、106、108、 109、117及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令のう ち、第2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、22の 2、24の2、25、25の2、30、31の2、32、33、43、 43の2、44、47、49、55、55の2及び59条の3 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二第一欄(情報照会者)が「市 町村長」の項のうち、93及び94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令のう ち、第46及び47条	事後	PIAの見直しのため
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	—	項目の変更	事後	新様式によるもの
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年1月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	PIAの見直しのため
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年1月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	PIAの見直しのため
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	新項目の追加	事後	新様式によるもの
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	健康福祉部介護福祉課	健康福祉部老年福祉課	事後	PIAの見直しのため
令和2年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	〒671-2573 茨城県山崎町今宿5番地15 茨城県健康福祉部介護福祉課(介護保険係) TEL:0790-63-3160(直通)	〒671-2573 茨城県山崎町今宿5番地15 茨城県健康福祉部老年福祉課(介護保険係) TEL:0790-63-3160(直通)	事後	PIAの見直しのため
令和2年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	〒671-2573 茨城県山崎町今宿5番地15 茨城県健康福祉部介護福祉課(介護保険係) TEL:0790-63-3160(直通)	〒671-2573 茨城県山崎町今宿5番地15 茨城県健康福祉部老年福祉課(介護保険係) TEL:0790-63-3160(直通)	事後	PIAの見直しのため
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、 17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、 61、62、80、81、87、90、94、95、97、106、108、 109、117及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令のう ち、第2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、22の 2、24の2、25、25の2、30、31の2、32、33、43、 43の2、44、47、49、55、55の2及び59条の3 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二第一欄(情報照会者)が「市 町村長」の項のうち、93及び94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令のう ち、第46及び47条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、 17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、 61、62、80、81、87、90、94、95、97、106、108、 109、117及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令のう ち、第2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、22の 2、24の2、25、25の2、30、31の2、32、33、43、 43の2、44、47、49、55、55の2及び59条の3 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二第一欄(情報照会者)が「市 町村長」の項のうち、93及び94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令のう ち、第46及び47条	事後	PIAの見直しのため
令和3年9月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年10月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和3年9月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年10月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和4年9月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和4年9月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(前略) 10 介護保険法第69条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 11 介護保険法第115条の45の地域支援事業に関する事務 12 介護保険法第115条の45第5項又は第115条の47第8項の利用料に関する事務 13 介護保険法第129条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務 ・番号法別表第二に基づき、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録し、また、各情報保有機関が保有する特定個人情報について、情報照会を行う。 ・窓口や郵送での書類の受入以外に「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「介護保険システム」に取込み申請情報管理を行う。	(前略) 10 介護保険法第69条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 11 介護保険法第115条の45の地域支援事業に関する事務 12 介護保険法第115条の45第5項又は第115条の47第8項の利用料に関する事務 13 介護保険法第129条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務 14 介護保険法第203条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 ・番号法別表第二に基づき、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録し、また、各情報保有機関が保有する特定個人情報について、情報照会を行う。 ・窓口や郵送での書類の受入以外に「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「介護保険システム」に取込み申請情報管理を行う。	事後	PIAの見直しのため
令和5年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・介護保険システム ・介護認定審査会支援システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー	・介護保険システム ・介護認定審査会支援システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー ・サービス検索・電子申請機能	事後	マイナポータル(びったりサービス)の開始による
令和5年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、106、108、109、117及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令のうち、第2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2、32、33、43、43の2、44、47、49、55、55の2及び59条の3 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、93及び94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令のうち、第46及び47条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二の2、3、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令のうち、第2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2の2、32、33、43、43の2、44、44の4、47、49、55、55の2及び59条の3 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、93及び94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令のうち、第46及び47条	事後	PIAの見直しのため
令和5年9月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年9月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	